

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

2. 内容

(目標)

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施を行う。

(対策)

○平成30年4月～ 産休や育休を希望される職員に対して一人一人に制度についての説明や与えられている権利であることを周知していく。

○平成30年4月～ 産休や育休中の職員に対して、定期的に連絡を取るとともに、事業所の行事等がある際には招待をして育休後仕事復帰しやすいような風土を作っていく。